

# 総務委員会資料

## 1 令和7年第2回定例会提出予定議案の説明

### (7) 議案第95号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和7年5月28日  
総務企画局

## 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。）</u>（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を</p>

改正後	改正前
<p>2 勤務時間条例第12条の規定による育児を事由とする特別休暇（市長が定めるものを除く。以下「育児時間」という。）、勤務時間条例第12条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）又は勤務時間条例第12条の5第1項の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p>	<p>単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第12条の規定による育児を事由とする特別休暇（市長が定めるものを除く。以下「育児時間」という。）、勤務時間条例第12条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）又は勤務時間条例第12条の5第1項の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>
<p>第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、<u>1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき <u>当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき <u>当該残時間数</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

改正後	改正前
<p>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)  <u>第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
<p>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)  <u>第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>  (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分  (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10</p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
<p>を乗じて得た時間  (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)  <u>第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>  (部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p>
<p><u>第24条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u>  (部分休業の承認の取消事由)</p>	<p>第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>
<p><u>第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>第25条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>